

別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱

制定 令和3年 7月 1日
別府市教育委員会告示第5号
改正 令和4年 3月25日
別府市教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新図書館等整備事業におけるリモートライブラリープラス事業で使用し、別府市教育委員会が管理する本の展示棚、閲覧机及び椅子（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出目的)

第2条 物品の貸出しは、まちなかに、本と市民の偶然の出会いを生むリモートライブラリー機能を提供するとともに、働く場・学ぶ場・話す場・くつろぐ場など、滞在したくなる『+α』の場を創出することを目的とする。

(貸出対象者)

第3条 物品の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人事業主及び法人その他の団体のほか、教育長が適当と認める者であって、第10条に規定する使用報告の内容を、活用事例として、教育委員会が公表することに同意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が貸出しを不適切と認めるとき。

(貸出期間)

第4条 物品の貸出期間は、原則として、1月以内とする。ただし、特別の理由により教育長が認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 物品の貸出料は、無料とする。

(貸出申込み)

第6条 物品の貸出しを受けようとする者(以下「申込人」という。)は、リモートライブラリープラス事業物品借用申込書(様式第1号)を、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに教育長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第7条 教育長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、物品を貸し出すことを決定したときは、リモートライブラリープラス事業物品貸出決定通知書(様式第2号)により、速やかに申込人に通知するものとする。この場合において、教育長は、必要な条件を付すことができる。

(貸出し及び返却)

第8条 前条の規定による物品の貸出しの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、指定された引渡期日及び場所で物品を受け取り、リモートライブラリープラス事業物品借用書(様式第3号)を教育長に提出するものとする。

2 物品の貸出しに伴う搬入及び搬出は、原則として、借受人が行うものとし、物品の引渡し、維持、修理及び返却に要する費用は、借受人において負担するものとする。

3 借受人は、物品を貸出期間の満了の日までに指定された場所に返却するものとする。

(貸出しの取消し)

第9条 教育長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による貸出しの決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第6条に規定する申込みに虚偽その他の不正行為があったと認められるとき。

(3) その他教育長が必要と認めるとき。

(使用報告)

第10条 借受人は、物品の返却日から原則として7日以内に、リモートライブラリープラス事業物品使用報告書(様式第4号)に物品の使用状況がわかる写真を添えて、教育長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、屋内で適切に使用すること。
- (2) 物品を第三者に転貸しないこと。
- (3) 物品は、貸出しの目的以外の目的のために使用しないこと。
- (4) 物品の使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
- (5) 物品は、改造しないこと。

(損害賠償)

第12条 借受人は、借用中に物品を破損し、又は滅失した場合は、直ちにリモートライブラリープラス事業物品事故報告書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、借受人は、その負担において物品を修理し、又は相当額をもって賠償をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 借受人は、物品に起因し第三者に損害を与えたときは、借受人がその損害を賠償する責を負うものとする。

(補則)

第13条 その他この要綱に定めのない事項は、教育長が定めるものとする。

附 則(令和3年7月1日別府市教育委員会告示第5号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日別府市教育委員会告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。